

両論併記となった骨太の方針… 自ら道を拓く姿勢が求められます

次年度予算をはじめとする政府施策の骨格となる「骨太の方針」が、今年も決定されました。特に介護分野においては、かねてから問題視されてきた他産業との賃金格差や物価高の影響を考慮し、極めて稀なこととして「公定価格の引き上げ」が明記されました。このことは私たち介護事業者にとって大いに歓迎するものである一方、同時に保険料負担の抑制努力を継続するという財務省のスタンスも堅持、厳しい改革案も列挙されていることから、今後の具体策は不透明と言わざるを得ません。

両論併記となった政府方針の状況からも、私たち介護事業者は、今後ますます難しい舵取りを余儀なくされるであろうことが予想されます。そのなかで最初に求められるものは、自らの道を拓こうとする姿勢に他なりません。その羅針盤となるのは間違いなく情報の早さ・確かさ・豊富さであるところ、本誌が少しでもそのお役に立てましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

02

公定価格の引き上げを明記した「骨太の方針2025」を閣議決定

03

春の建議を公表、給付と負担の早急な見直しを主張

04

2040年に向けた体制構築や人材確保について、論点を整理

- 柔軟な人員配置、令和8年度までに結論を…規制改革の実施計画を決定
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画を改訂、「省力化プラン」を強力に実行
- 2040年に向けて更なる検討の方向性を提示、地域における「連携」の必要性を強調
- 介護人材確保に向けた本格的議論を開始、2040年を射程に秋にもとりまとめへ

COLUMN

「公定価格の引き上げ」が異例の明記も、骨太原案は従来路線…未来を変えるには

公定価格の引上げを明記した「骨太の方針 2025」を閣議決定

政府

政府は6月13日、「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」(骨太の方針2025)を閣議決定しました。

「骨太の方針」は、2001年の小泉純一郎内閣以来、政府の経済財政諮問会議において毎年6月にとりまとめられており、政策の基本骨格として次年度予算編成等に大きな影響を及ぼすものになっています。

今回は、「マクロ経済運営の基本的考え方」「賃上げを起点とした成長型経済の実現」「中長期的に持続可能な経済社会の実現」「当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方」の4つの章立てで構成。「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する」と掲げ、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指すための基本方針となるものとして位置付けています。

介護に関する記載では、「医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める」と明記。同時に「医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する」としており、令和8年度の介護報酬改定、なかでも介護職員等処遇改善加算に係る3年目以降の財源確保に向けた整理が進められていくであろう方向性が読み取れます。

また、社会保障費の考え方についても新たな方針が示されており、「社会保障関係費については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う」と記載。具体的には、「高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」としており、いわゆる自然増の評価において物価高などを勘案していく意向を示しています。

これらとともに、▽生産性向上・省力化の実現、▽経営の協働化・大規模化、▽経営情報の更なる見える化などを進めるとともに、▽不適切な人材紹介への実効性ある対策を講ずること、▽医療・介護連携や介護予防の強力な推進、▽更新研修の見直しを含む、質の高いケアマネジメントの実現、▽外国人を含む介護人材の確保・定着の支援、▽有料老人ホームに係る透明性と質の確保などに取り組むとした他、財務省が目指す利用者負担の判断基準の見直し等の給付と負担の見直しに関する課題については、2025年末までに結論が得られるよう検討するとしています。

柔軟な人員配置、令和8年度までに結論を…規制改革の実施計画を決定

政府

政府は、これまで規制改革推進会議において行われてきた議論を踏まえ、6月13日に「規制改革実施計画」を閣議決定しました。

ここでは、基本的考え方として、「規制改革は、人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するための極めて重要な取組である」と記載。「本計画に記載の事項の実現に向け、スピード感をもって強力に改革を推進していく」としています。

介護については、高齢化や人口減少には地域によってスピード差があり、介護サービスの需要と供給の変化に地域差があるなかで、必要な介護人材の確保が困難である地域があるなど、一部の地域では既に介護サービス

提供体制を維持することが困難となっている実態を鑑み、「介護サービスの提供体制を維持する観点から、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直しなどを早急に進める」と記載。複数事業所間の専門職兼務など配置基準の柔軟化・合理化や、基準該当サービス及び離島等相当サービスの更なる活用、介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し等について検討が求められている状況を踏まえ、「介護サービスの一定の質の維持を前提とした持続可能な介護サービス提供体制を構築するため、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる見直し等について、介護人材不足等により既存の配置基準等への適合が困難となるなど早急な対策が必要な地方公共団体や介護現場等からの意見を踏まえつつ、ICTやAI等の技術の進展も考慮しながら検討し、令和8年度までに社会保障審議会介護保険部会等で結論を得た上で、令和9年上期までに速やかに所要の措置を講ずる」ことを求めています。

同時に、基準や報酬に係る見直しを行うにあたっては、各事業者の創意工夫が可能となるよう、サービスのアウトカムを重視する評価を拡充していくことを検討するよう提言しています。

動向解説

03

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画を改訂、「省力化プラン」を強力に実行

厚生労働省

政府は6月13日に、「新しい資本主義実現会議」によりとりまとめを進めてきた「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」を閣議決定しました。

ここでも骨太の方針同様、「賃上げこそが成長戦略の要である」と記載。「2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる」と掲げ、そのために「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じて、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて官民が連携して取り組むとしています。

この「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」ですが、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種(医療・介護・福祉等)については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を策定し、強力に実行するとするものです。

「介護・福祉」に関して示された「省力化投資促進プラン」では、実態把握の深堀と多面的な促進策、サポート体制の整備・周知広報に取り組みつつ生産性向上を推進するとし、介護テクノロジー導入率、平均残業時間、有給休暇の取得率、離職率、人員配置の柔軟化等をKPIとして設定。例えば、生産性向上の効果として、全介護事業者の1か月の平均残業時間は、2022年度で6.4時間であるところ、2026、2029、2040年においてそれぞれ直近の3年間の平均値が前回数値より減少または維持されていることをKPIとして設定するとしています。

動向解説

04

春の建議を公表、給付と負担の早急な見直しを主張

財務省・財政制度等審議会

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会・財政制度分科会は5月27日の会合で、政府が進める骨太の方針の策定に向けた建議「激動の世界を見据えたあるべき財政運営」を公表しました。

ここでは、基本認識として「人口減少・少子高齢化が不可避の我が国にあって新しい経済社会モデルの設計が求められている」と記載。新たな経済ステージへの移行には成長と分配の好循環を実現し、物価上昇を上回る持

持続的な賃上げを実現・定着させることが鍵であると同時に、公的サービスの安定性が損なわれるリスクを回避するための努力として、財政健全化が不可欠であると主張しています。

財政総論では、人口減少・少子高齢化という構造的な課題に策を講じつつ、供給制約に対応していくために、①活力ある経済社会の実現、②安心して豊かな地域社会を主体的に確立、③持続可能な社会保障制度を構築することが重要とし、経済・財政新生計画の枠組みを維持し、2025年度から2026年度にかけて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指すとしています。

社会保障分野については、「社会保障の持続性を確保するための改革に不断に取り組む」と掲げ、全世代型社会保障の構築に向けた改革工程に基づき、医療・介護の給付と負担のバランスの適正化を通じて、現役世代の保険料負担を最大限抑制することが重要と指摘。介護分野では、▽限られた介護人材を有効活用し、生産性を向上させることは重要であり、ICT機器を活用した人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化、職場環境の整備に取り組むべき、▽利用者負担の見直し、ケアマネジメントに関する給付のあり方(利用者負担等)の検討、軽度者に対する介護サービスの地域支援事業への移行など、改革工程に沿って給付と負担の見直しを早急に進めるべきとしました。

また、業界から強い求めがされている賃上げに係る更なる措置についても触れ、「処遇改善だけでなく、既存の人材を大切にしながら生産性の向上や職場環境整備等に取り組む事業者が利用者・職員に選ばれていくことが重要」と主張。職場環境の整備や生産性向上等に取り組むことで、賃上げとともに人材の定着を推し進めるべきとし、介護報酬改定等の一律の措置ではなく、「職員の資質の向上やキャリアアップに向けた支援等を通じて、介護事業の質の向上につながるような適切なあり方を検討すべき」としています。

動向解説

05

審議会レポート

2040年に向けた体制構築や人材確保について、論点を整理

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は5月19日に開催した社会保障審議会・介護保険部会で、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制について」と「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援について」をテーマに議論を行いました。

これは、かねてから介護保険部会に先行して進められてきた『「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会』が中間とりまとめで示した方向性を受けたもので、次期改正及び2027年度からの第10期介護保険事業計画への反映に向けて、今後、介護保険部会においてテーマごとに議論を深めていくこととしています。

今回それぞれのテーマに対して示された論点は、以下の通りです。(抜粋・要約、下線は当社による。)

人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制について

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会中間とりまとめの「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性」について、以下の点も含め、どう考えるか。

<中山間・人口減少地域>

- ✓ 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供など、地域のニーズに応じた柔軟な対応についてどう考えるか。また、地域の介護を支える法人への支援や、社会福祉連携推進法人の活用促進についてどう考えるか。

- ✓ 既存の基準該当サービスや離島等相当サービスにおける取組の状況を把握・活用する配置基準等の弾力化の在り方が考えられるのではないか。中山間・人口減少地域において、(居宅サービス以外の)他の介護保険施設等における特例を設ける必要性についてどう考えるか。
- ✓ 一定の要件を満たすGHにおける夜勤体制の緩和や、老健における訪問リハがみなし指定で可とされていることが参考とならないか。
- ✓ サービスごとに設けられている常勤・専従要件、夜間勤務の体制、専門職の確保等に係る基準など、サービスごとの具体的な弾力化の事項についてどのように考えるか。
- ✓ 配置基準の弾力化について、モデル事業など実証の検討が必要か。サービス実施後においても利用者の視点から一定の質が保たれているか把握する仕組みについてどう考えるか。
- ✓ 特に小規模な訪問介護事業所について、既存の訪問回数に応じた評価の仕組みや、移動時間をはじめとする様々な要素を考慮した報酬上の評価の仕組みを検討することについて、整合性・公平性・コスト等の観点を踏まえてどのように考えるか。
- ✓ 訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化について、サービスの質の維持等に留意しつつ、具体的な連携・配置基準の弾力化の事項を含め、どのように考えるか。
- ✓ 市町村事業によるサービス提供について、地域の介護サービスの提供機能の維持を前提とした介護保険財源による事業スキームをどう考えるか。その際、既存の補助金や財源も参考とする点について、どう考えるか。
- ✓ 地域の介護を支える法人等への支援について、協働化に向けた連携を主導する法人など、どのような要件の法人に対して支援することが考えられるか。また、社会福祉連携推進法人の仕組みの一層の活用も考えられるか。

<大都市部>

- ✓ 重度の要介護者や独居高齢者等に対応可能な、ICT 技術等を用いた 24 時間対応可能な効率的かつ包括的なサービスの検討が示されているがどう考えるか。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護等の既存の仕組みとの関係性の整理についてどう考えるか。

<一般市等>

- ✓ 近い将来に「中山間・人口減少地域」になることを見越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていく必要についてどう考えるか

<3つの地域の区分>

- ✓ 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」の3つの地域の類型について、どのような基準で区分するべきか。既存の制度や取組(離島等相当サービス、中山間地加算など)の考え方、医療における重点医師偏在対策支援区域等の考え方も参考となるか

<支援体制の構築など>

- ✓ 介護保険事業計画等のあり方や広域化等の取組の中で、地域の類型に応じた対応策や、サービス提供体制を確保するための支援体制を構築していく必要があるのではないか。その前提として、医療も含め、地域における介護サービス提供体制の状況をエリア別に見える化し、地域で状況把握・分析、関係者間の共有・議論を行っていくことが必要ではないか。

- ✓ 人口減少やサービス需要の減少については、他の分野の施策とも組み合わせて支援体制を効果的・効率的に構築する必要があるのではないか。地域づくりやまちづくりの視点で、自治体と事業所が連携して取組を進めるとともに、地域の高齢者、障害者、子どもなど様々な主体が地域共生社会を推進していくことが必要ではないか。

介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援について

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会中間とりまとめの「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援の方向性」について、以下の点も含め、どう考えるか。

<介護人材確保>

- ✓ 介護人材の確保にあたっては、介護人材の属性、地域差や地域固有の課題を分析し、関係者間で共有する場を設け、地域の実状に応じた対策を講じていくことが重要。その際、分析や対策を行うための基本的な考え方を示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行い、人材確保対策を講じていくことが必要ではないか。その際、都道府県や市町村において、介護保険事業計画等のあり方を検討する中で併せて検討すべきではないか。
- ✓ ハローワークと福祉人材センターなど公的な機関等の連携の取組を強化する必要があるのではないか。情報共有や連携強化、相談や研修体制の構築のため、また都道府県単位でプラットフォーム機能を充実・活用させるため、どのような方策が考えられるか。その際、職場環境改善・生産性向上、経営支援等の支援体制とあわせて検討していくことが必要ではないか。
- ✓ 若い世代への魅力発信、団塊の世代の高齢者等や他の分野等の早期退職者に対する再就職先として介護業界を認知してもらう方策、介護職員本人の希望に応じた常勤化、外国人介護人材向けの日本語支援、就労・生活環境の整備、介護福祉士養成施設の環境整備や日本語教育の強化等の検討を行う必要についてどう考えるか

<介護人材の定着>

- ✓ 介護人材の定着のためには、職場環境改善や適切な雇用管理、キャリアラダーの整備により介護現場において中核的な役割を担う介護福祉士をはじめとする介護職員のキャリアアップを図っていくことが重要。キャリアアップのための環境整備や、働きやすい勤務環境づくり、ハラスメント対策等の取組を講じる必要についてどう考えるか

<職場環境改善・生産性向上の取組>

- ✓ 2040年を見越し、テクノロジー導入や業務の見直し、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト/シェアに早い段階から投資し、着実に実行することが必要。国、自治体、関係団体、事業者の積極的な取組が重要であるが、どう考えるか。また、基金による支援や加算による評価のほか、更なる方策をどう考えるか。
- ✓ 訪問系サービスや通所サービスにおいては、テクノロジーの実証、現場での取組事例の把握、新たなテクノロジー開発とともに、汎用性の高い介護記録ソフト等の普及をまずは重点化して促進していくべきとされていることについて、どう考えるか。また、ケアプランデータ連携システムや訪問先の利用者に対する福祉用具貸与の活用、AI 技術等の現場への組み込み等の検討について、どう考えるか。
- ✓ 生産性向上・職場環境改善を推進するデジタル中核人材の育成・配置の取組を進めていくべき。小規模な事業所に対して、都道府県のワンストップ型の相談窓口による伴走支援を手厚くする等の取組について、どう

考えるか。併せて、地域において、相談窓口やデジタル中核人材が他の事業者を支援する人材のシェアとしての活用についてどう考えるか。

- ✓ テクノロジー導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要。今後、CARISO(介護テックスタートアップ向け相談窓口)が本格的に運用開始されるに当たり、どういった取組や仕掛けが必要と考えられるか。
- ✓ 科学的介護について、令和3年度の LIFE 導入以来、加算の対象サービスの事業所による届出が一定程度進んでいる。介護現場でのケアの質向上に向けて、どのような取組や、国の支援が考えられるか。

<経営改善支援>

- ✓ 多くの経営課題を有する介護事業者が地域の状況を把握し、また、足下の経営状況のみならず将来の経営状況を見通した上で経営を行うことが重要。福祉医療機構(WAM)等のノウハウを活用した情報の分析手法の提示、好事例の収集・周知、介護労働安定センターが事業者に対して行うアウトリーチ相談・研修等の支援の枠組みの活用、介護現場革新会議等の協議会の機能の強化を図っていく中で、都道府県単位で、相談・経営支援につなげていくという方策等について、どう考えるか
- ✓ 経営支援の枠組みについて、地域における専門機関や専門職(公認会計士や中小企業診断士等)との連携も重要。介護人材確保等のプラットフォームの充実とあわせてどのような枠組みが可能か。また、必要に応じ、モデル事業で検討してはどうか。

<協働化、事業者間の連携、大規模化>

- ✓ 2040年に向けて、安定的に事業の継続を図ることが必要。介護事業者間の協働化や連携を進めることについてどう考えるか。また、大規模化のメリットを地域の状況を踏まえ考える必要性についてどう考えるか。また、社会福祉連携推進法人の活用をどのように促進するか。
- ✓ 大規模化のメリット(報酬請求・書類作成等の間接業務の効率化、資材・物品・ICT やテクノロジー機器等の一括仕入れによるコスト減、テクノロジー導入・ICT・AI 等の技術に係る共同の研修等(デジタル中核人材のシェアも視野)、多様な媒体による採用チャネルの共有、外国人材も含めた育成支援)を適切に示していくことが必要ではないか。併せて、協働化や事業者間の連携を進めるための支援の方策をどう考えるか。

出席した委員からは、十分な賃上げのためには抜本的な制度見直しが必要であることや、処遇改善やケアの効果などそれぞれに係る評価の仕組みを改めていくこと、特に中山間地域では入所要件の緩和やサービスの質を確保しつつ人員配置の柔軟化・弾力化等を進めること、医療・介護・障がいを通じた社会資源の活用、ハローワークの機能不全に係る対策を講じるべきであること等について意見が出されました。

▽地域包括ケアとその体制確保についても議論、医療介護連携や予防などを重点

同部会では、6月2日にも「地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケアについて」をテーマに論点整理を行いました。

事務局が提示した案では、「医療介護連携」について▽医療機関と介護事業者間の情報共有、▽地域医療構想調整会議の場を活用した協力医療機関の調整、▽市町村における在宅医療・介護連携推進事業の普及、▽かかりつけ医機能、ケアマネの相談支援とあわせた医療・介護・生活支援の切れ目ない連携、▽地域医療構想との接続に係る都道府県・市町村の担うべき役割の整理、▽圏域ごとの議論の在り方、実効的な体制の確保、計画への反映など、「介護予防・健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業等」については▽介護予防に係る評価のためのデータ収集・活用の仕組みと計画への反映、▽各地域における地域支援事業推進策と成果指向型の保険者機能

強化、▽関連施策の効果的な連携と医療専門職等の適切な関与、▽地域資源の見える化、▽地域共生社会を実現するための拠点の在り方、▽地方の創意工夫など、「認知症ケア」については認知症施策推進計画を踏まえた居場所づくりや意思決定支援、医療・介護とインフォーマルな支援等の推進策をあげ、今後の議論を進めていくこととしています。

また同日は、要介護認定の一次判定の見直しと在宅介護を対象とした調査について、平成 21 年度の見直しに際してのもの以降、大規模な実施がされていないことを踏まえ、現行の要介護認定における一次判定の妥当性の検証のため、在宅介護等のケア時間及びケア内容の調査を実施する方針を示しました。具体的には、令和7年度に在宅、通所などの介護保険サービスの利用者について、ケア時間及びケア内容の調査を実施し、その結果を介護保険部会に改めて報告(令和8年4月以降を予定)することとしています。



2040 年に向けて更なる検討の方向性を提示、地域における「連携」の必要性を強調

厚生労働省・2040 検討会

厚生労働省は6月23日に開いた「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で、これまで行ってきた関連の課題と論点に対する議論、ヒアリングの内容を踏まえ、今後の検討に係る方向性の案を示しました。

特に今回は、中山間・人口減少地域におけるサービスの維持がひとつの焦点となっています。例えば既存の施設等を有効活用するという観点から、▽社会福祉法人が不動産を所有することに係る要件や転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みや、▽補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組み等について講じるとするとともに、▽社会福祉連携推進法人制度を活用しながら、新たなサービス主体による社会福祉事業の参入を可能とすること等を検討していく方針を示しました。

人材確保については、既存の協議会(都道府県の設置する介護現場革新会議等)を通じたプラットフォーム機能の充実に加え、「地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトを創設し、現場の職員を含めた地域の意欲のある関係者が集い、実践的な取組を検討・実行することが期待される」と記載。公的機関も参画することで「地域のニーズに応じた多様な取組・支援を生み出すことにもつながると考えられる」とし、地域で事業者が連携して取り組むことを通じたさらなる展望を書き込んでいます。

また、「社会福祉法人・事業所への経営支援」及び「協働化・事業者連携、大規模化」については、「長崎県西海市における事業者間連携の取組では、地域の中核となる事業者を軸に、個々の事業者では解決が難しい課題や地域の人口減少に伴う共通課題を乗り越えるため、関係者間で連携し、地域資源のネットワーク化や地域の福祉や人材確保の戦略を協働して考えることが必要であり、そのためには国の支援も含めた継続的な支援が必要」と記載。「介護、障害福祉、保育それぞれの分野において、社会福祉法人をはじめ、地域の中核的なサービス提供主体がバックオフィス業務をとりまとめるなど、地域において協働化や連携を進めていく仕組みについて、そのインセンティブも含めて検討する必要。その協働化等に際しては、必要に応じて、地域における行政が連携して実施していくような形も考えられる。このような仕組みは、特に、中山間・人口減少地域において効果的」とし、そうした取組を推し進めていく方針を示したほか、▽福祉医療機構による優遇融資や経営サポート、分析スコアカードの活用、▽合併・事業譲渡がしやすくなるような環境整備、▽社会福祉連携推進法人制度における中山間・人口減少地域への対応や要件緩和、インセンティブの付与などを行う可能性を示唆しました。

これらを踏まえた総論(福祉サービス共通課題への対応)では、以下のように総括しています。(下線は当社による。)

(地域における「連携」の重要性と地域共生社会)

- 高齢化や人口減少のスピードに地域によって大きな差がある中、サービス需要やその変化にも地域差。
2040年に向けて、地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制を確保し、支援体制を構築していくことが介護、障害福祉、保育といった福祉サービスの共通課題。
また、サービス供給体制において、人材の確保、職場環境改善・生産性向上、経営支援に取り組んでいくことは、福祉サービスの共通の基盤整備のために重要。
- 介護、障害福祉、保育それぞれの分野で、まずはこれらの課題に対応するため、事業者間の連携や地域の関係者の連携を進めていく必要。その上で、分野をこえて、福祉サービス共通の課題に対応していくには、地域において福祉サービスを提供する事業者、市町村や都道府県などの行政、関係団体、支援を行う公的機関、専門職など、様々な関係者が「連携」することが重要。
特に中山間・人口減少地域において、サービスの維持・確保のため、関係者が連携してサービス提供体制を維持・確保していく必要。
- 関係者の「連携」を進め、福祉サービス共通の課題への対応を行っていくこと、更には、人口減少に伴う地域の共通課題への対応に向けて福祉分野を超えて関係者と協働・連携して地域づくりやまちづくりを進めていくことが、地域共生社会の実現につながっていく。

(福祉サービス共通課題への対応の枠組み)

- 関係者の連携をもとに、介護、障害福祉、保育といった分野を超えて、福祉サービスの共通の課題への対応を図っていくことが重要。
- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人を中心に、介護、障害福祉、保育と様々な分野の法人が参画可能、かつ他の形態の法人も含めて構成され得る仕組み。社会福祉法人は介護、障害福祉、保育など、複数のサービスを実施している場合も多く、その法人の現状と課題を踏まえ、法人への経営支援の方法について検討していく必要。加えて、社会福祉連携推進法人のあり方についても検討する必要。
- 関係者の連携としては、人材確保をはじめ、具体的な地域の共通課題の解決に向けて、プラットフォームの充実を図っていく必要。さらに、地域におけるサービス提供体制の維持・確保を図る中で、地域の実情に応じた既存施設の有効活用等を行うための環境整備を図っていく必要。
- 地域において中核となりサービス提供体制の維持・確保を担う法人は社会福祉法人に限らず、地域の実情に応じて、様々な法人形態が考えられる。また、障害福祉、保育の提供体制については、福祉サービス共通の課題の対応への側面に加え、固有の課題も存在。例えば、福祉・介護の分野で働く人材が複数の資格をとりやすくするなど、福祉サービス間における資格の取扱いをどう考えるかという課題への対応は今後制度的に議論していく必要。

動向解説

07

審議会レポート

介護人材確保に向けた本格的議論を開始、2040年を射程に秋にもとりまとめへ

厚生労働省・福祉人材確保専門委員会

厚生労働省は5月9日に社会保障審議会・福祉部会のもとに設置された「福祉人材確保専門委員会」を開催しました。

今クールの初回となる当会合では、「2040年に向け、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材の確保・定着に向けてより一層取組を強化していく必要がある」とし、2040年を射程に入れた上で介護人材の確保に向けた議論を深めていくことを示唆。

あわせて事務局から示された資料では、人口動態や直近で減少している介護職員数の推移等に触れた上で、▽介護従事者の離職(全産業に比べても低い一方で、事業所別にバラツキ)や勤続年数(介護福祉士の過半数が5年以上同一の事業所で勤務していること等)に係る状況、▽法人規模別の採用活動(小規模法人では従業員の採用活動を行っていない割合が多いこと等)に係る状況、▽入職経路の分析(全産業と比較すると「ハローワーク」、「縁故」の割合が高いこと等)等について説明するとともに、それらに対して取り組まれている総合的な取組を改めて紹介。加えて介護福祉士の確保・養成に係り、パート合格制度の導入についてや、養成施設の状況(定員充足状況や関係する助成・補助等の施策、卒業生に対する国家試験義務付けに関する経過措置等)について説明されています。

また、同委員会に先んじて行われている「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の中間とりまとめを踏まえた論点として、以下を示しました。

- ✓ 高齢化や人口減少のスピードに地域によって差がある中、各地域における人材確保の取組をどのように進めていくべきか。具体的には、地域の状況を踏まえた課題の発見・分析・共有をどのように行っていくべきか。その際、都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、ハローワーク・福祉人材センターなどの公的機関の役割、介護福祉士養成施設の役割、地域の職能団体や事業者などの役割、それぞれの主体の連携について、どのように考えるか。
- ✓ 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材をどのように確保していくか。多様な人材とのマッチングを図るための介護事業所の業務の整理・切り出し等について、どのように進めていくか。
- ✓ 介護福祉士をはじめとして、介護現場において中核的な役割を担う中核的介護人材について、どのように確保していくべきか。具体的には、介護福祉士養成施設における教育のあり方、介護福祉士の資格取得のあり方、山脈型をはじめとする介護人材のキャリアアップのあり方についてどのように考えるか。また、潜在介護福祉士の活用についてどのように考えるか。
- ✓ 外国人介護人材の確保・定着に向けてどのような対策をとっていくべきか。具体的には、小規模な法人等でも受入を可能とするための都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、日本語支援のあり方をどのように考えるか。

同委員会では、今後のスケジュールとして、ヒアリングと議論を重ねた上で秋頃にとりまとめを行い、福祉部会に報告する目途としています。

コラム 「公定価格の引上げ」が異例の明記も、骨太原案は従来路線…未来を変えるには

「経済財政運営と改革の基本方針2025」が、6月13日に閣議決定されました。

これは俗に「骨太の方針」と呼ばれ、政府が今後行っていく政策の基本骨格となるものです。当然ながら来年の予算編成においても大きな影響力を持ち、ここで書かれたことをもとに基準が設けられ、各府省庁において夏の概算要求事項をとりまとめていくことになります。

それだけ重要なものであるだけに介護分野でも注目度は高く、例えば今年であれば、骨太の方針に賃上げや物価高対策、またはそのための期中改定(及び賃金・物価スライド)について明記されるよう、様々な団体等が働きかけを行ってきたことは、報道等でご覧になった方も多いのではないのでしょうか。

また、そうした動きに対し、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会(財政制度分科会)(以下、財政審)が春の建議「激動の世界を見据えたあるべき財政運営」を策定、「一律の対応ではなく、介護事業の質の向上につながるような適切なあり方を検討すべき」として賃上げへの慎重姿勢を改めて示していました。

焦点となるのはやはり、その介護分野における賃上げについて、今回の骨太の方針にどの程度書き込みがされ

ているかです。

まず、現政権では賃上げを政策の要としていることはご存知の通りです。そのなかで、ここでも「賃上げこそが成長戦略の要」と掲げ、引き続き重視していることが分かります。

介護分野については、「医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める」とされており、ここでいう「公定価格の引上げ」は、自然に考えれば介護報酬の引上げにより処遇改善を行う旨が書かれてあるものとイメージされます。それが明記されたことは大いに歓迎すべき異例の出来事と言えるでしょう、しかし同時に、「保険料負担の抑制努力」に触れており、これは財政審建議で「診療報酬・介護報酬を1%引き上げるとすると(略)現役世代等の保険料負担は3,000億円程度増加する」としていたことを踏襲しています。

また、文中には「次期報酬改定を始めとした必要な対応策について(略)経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う」とあり、やはり財政審建議で「一律の対応ではなく」とわざわざ書いていることも合わせて考えれば、基本報酬を上げるのではなく介護職員等処遇改善加算(以下、加算)の上乗せによる調整など、条件付きで…という方向性にも変わりないようです。

あわせて、「これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する」とのくだりも見られます。加算に係る令和8年度の賃上げ財源(令和8年度予算編成過程で検討とされていること)に関連していると思われ、補正予算で措置された1人あたり5.4万円相当の補助金による効果も含め、何らかの調査を行った上で必要な対応を考えようという意味だと考えられます。

以上から、「保険料に跳ねない範囲で、加算での賃上げを軸に、まずは調査する」と従来通り書かれているという理解で良いのではないのでしょうか。

もうひとつ、今回特筆された部分として、注釈部分にはなるのですが、社会保障関係費に関する記述があげられます。これまで毎年自然に増加する社会保障費の「自然増」を、「高齢化や高度化等による増加分」としてきましたが、新たに「経済・物価動向等を踏まえた対応による増加分」を加えるとしています。すなわち、おそらく作文したであろう財務省としても、介護分野等における経済・物価動向への対応を考慮せざるを得ないという認識はしているものの、その対応は「社会保障費の伸び」としてカウントしますよという意味になり、今後の社会保障費抑制議論にそのあたりも乗ってくるという受け止めが必要です。

これらの書きぶりを見るに、政府として介護分野の賃上げを行う意向はあるものの、決して前のめりということでもないことがわかりいただけたと思います。しかし、何より肝心なのは、具体的な施策に他なりません。こうして大まかな方向性は示されたわけですが、それをではどう実施していくのかには検討余地が残されています。

介護に関わる一人でも多くの関係者が、各所へ問題意識を届け続けることでしか、業界の未来は変えられません。この局面でこそ、皆さまの声をそれぞれのかたちで発信していただくことを願ってやみません。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社
老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明
✉t-amano@simwelman.com

あとかき

<2040 年に向けて、シムウェルマンとしての挑戦>

2040年に向けた検討が、厚生労働省をはじめ様々な政府系会議で行われています。そのなかで、当社及び当社代表の飯村芳樹が理事を務める介護人材政策研究会では昨年、長崎県西海市で取り組まれた複数の介護・福祉事業者グループによる「職場環境改善協働実施事業」に携わらせていただきました。

この事業は、いわゆる人口減少地域である同市において、いち事業者では向き合うことが難しい経営課題（人材獲得や経営ノウハウの調達等）に対し、事業者が連携・協働することにより実現策を講じていこうというもので、その取組は市内外から高く評価されています。

当社はこの事業において、西海市内に展開する5つの介護・福祉事業者の皆さまに対し、それぞれの経営分析を行った上で、その改善策（戦略レポート）をお示しするとともに、必要なセミナーを提供させていただきましたが、こうした実践が、同様の問題意識を持つ全国各地の自治体にとって大いに刺激となり、道しるべとなるものであることは間違いありません。

そこで当社では介護人材政策研究会を通じ、5月30日に開かれた厚生労働省の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会に出席、こうした取組の有用性と国としての支援の必要性を提言させていただきました。

その結果、厚生労働省において、西海市での事例を今後の施策検討におけるひとつの方向性として踏まえていく旨が明言されることとなり、2040年という近未来の我が国介護・福祉をデザインしていくためのよすがとすることが出来ました。

我が国は、今後一層、深い少子高齢化時代へと進んでいくこととなります。そのなかで、多くの地域がその持続可能性と向き合うことを余儀なくされ、介護・福祉事業者も同様に、その宿命と戦うこととなります。当社としても、今回西海市の皆さまとともに課題にあたった経験をもとに、「2040年」への挑戦を続けてまいります。



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858
<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

